

2025 年 2 月 18 日（3 日目）

那覇市議会代表質問

糸数貴子議員（立憲民主・社民・ニライ）

那覇市議会の糸数議員の 2 月定例議会での質問は以下のサイトで議事録が公開されています。

<<https://naha.gijiroku.com/kaigiroku/>>から会議録検索→令和 7 年→2 月議会 2 月 18 日

■重要土地利用規制法について

質問

- （１） 那覇市の指定区域の指定状況について
- （２） 指定区域の指定にあたって、どのような意見を出したのか
- （３） 指定についての那覇市の意見に対する内閣府の回答について、どのような回答だったのか。どのような方法で回答されたのか
- （４） 回答について、あるいは指定について納得しているのか
- （５） 重要施設の機能を阻害する行為が判明すれば勧告や罰則を科すとなっているが、現状はどうなっているか
- （６） 内閣府からの情報提供依頼について法 7 条および法 22 条に関連して、県は内閣府から情報提供を求められたか
- （７） 那覇市は内閣府から求められた情報を提供した場合、または今後する場合、それが住民の個人情報だとしたら当該個人に通告するか。また当該個人から情報開示請求があった場合提供した情報を開示するか
- （８） 求められた情報が個人情報であり、法第 22 条による情報提供依頼の場合は、拒否できると考えるがどうか
- （９） 重要土地利用規制法は憲法違反ではないか、廃止すべきではないか

質問・再質問・答弁概要（「なは市議会だより」より）（下線谷山）

問 注視区域の指定にあたって、どのような意見を出したのか。

答 土地等利用状況審議会において、特別注視区域から注視区域への指定見直しを求めた。

問 3 回目の区域指定のとき、本来特別注視区域に指定すべきところを注視区域にした例外区域が全国で 12 例あった。例外区域の状況と那覇市の区域の状況を比較して意見を作成したのか。

答 他と比較して意見を提出してはいない。

問 那覇市が指定された 4 回目には 4 例あった。本市が例外区域に入らなかった理由を内閣府に求めたか。

答 説明は求めている。

問 法には重要施設の機能を阻害する行為があれば勧告や罰則を科すとあるが、現状は。

答 内閣府のホームページを確認したら、令和 6 年 12 月 31 日現在、勧告・命令はない。

問 法 7 条及び 22 条に関連し内閣府から情報提供を求められたか。

答 関係部署に確認したところ、現時点で情報提供依頼はない。

問 今後提供する場合、それが住民の個人情報だとしたら、当該個人、住民に通告するか。

答 法令に基づき適切に判断していきたい。

問 仮に私の情報が内閣府に提供されているとして、個人情報の開示請求などすれば知ることができるのか。

答 開示請求があれば、最終的に開示されるか どうかは、個別具体的に判断しながら行う。

再質問（答弁詳細は公開されていないので省略）

- ・（区域指定の際の那覇市の意見と内閣府の回答について）区域指定に当たって特別注視区域から注視区域への指定の見直しを求めたけれども、結局是那覇市においては、注視区域と特別注視区域 2 つの指定がなされたということでした。指定された地域に住んでいる居住者とか、土地の所有者には指定されていますよということをお知らせは個別にしているのでしょうか。
- ・（内閣府の回答への那覇市の対応について）これはすべきではないかと思います。内閣府のホームページ等で見れますけれども、自分の土地がそこにはまっているのかどうかは、なかなか難しいところがあります。指定区域を地図で探り当てることも難しいですし、せめて個別は難しくても、区域指定された自治会には区域指定の詳細地図であったり番地など通知すべきではないでしょうか。また、区域指定された多くの自治体から、国に対しては、住民説明会の要望が出されています。那覇市は、住民説明会の要望はしてこなかったと思いますけれども、那覇市からも、今後住民説明会の開催を改めて国に要望していただきたいと思います。これは強く要望いたします。
- ・（那覇市の意見に対する内閣府の回答の仕方について）区域指定について改めて確認ですが、本市からの意見に対して内閣府はどのように回答したのでしょうか。口頭なのか、文書だったのか。文書だったとしたら、第 9 回土地等利用条項審議会の別紙にある自治体からの意見その一覧による回答だったのかということをお聞きします。
- ・（那覇市の意見に対する内閣府の回答の仕方について）個別に那覇市さんはこういうことですよというわけではなく、一覧表でというわけですね。国会での審議の際、当時の小此木担当大臣は「十分な時間的余裕をもって、関係する地方公共団体としっかり意見交換を行っていく考えであります」というふうに答弁しています。この指定決定の前の自治体と

の協議をしっかりと約束しているんですね。それなのに、特別注視区域見直しの本市からの要望に対しては一覧表での回答で、内容も「大部分が人口集中地区であるという要件を満たしていない」というような、木で鼻をくくったというようなものと言いますか、これは協議と言えるのだろうかということです。あまりにも一方的ではないでしょうか。

では、この回答について那覇市として納得しているのかどうかというところ、先ほどちょっと答弁がはつきりしなかったので、納得しているのかどうかお願いします。

- ・(那覇市の意見に対する内閣府の回答の内容について) この回答について那覇市として納得しているのかどうかというところ、先ほどちょっと答弁がはつきりしなかったので、納得しているのかどうかお願いします。
- ・(那覇市の意見に対する内閣府の回答の内容について) 意見が反映されなかったわけですから、これに対しては抗議をすべきではないでしょうか、と思います。3回目の区域指定のときに、本来特別注視区域に指定すべきところを注視区域に指定した例外区域が全国で12例あります。それらの例外区域の状況と那覇市の区域の状況を比較した上で、那覇市としての意見を作成したのかどうかお聞きします。
- ・(那覇市の意見に対する内閣府の回答の内容について) この回答について那覇市として納得しているのかどうかというところ、先ほどちょっと答弁がはつきりしなかったので、納得しているのかどうかお願いします。
- ・(那覇市の意見に対する内閣府の回答の内容について) 意見が反映されなかったわけですから、これに対しては抗議をすべきではないでしょうか、と思います。3回目の区域指定のときに、本来特別注視区域に指定すべきところを注視区域に指定した例外区域が全国で12例あります。それらの例外区域の状況と那覇市の区域の状況を比較した上で、那覇市としての意見を作成したのかどうかお聞きします。
- ・(那覇市の意見に対する内閣府の回答の内容について) ぜひしてほしいかと思っています。この例外区域は、4回目の指定、那覇市が指定された4回目のときには4例あって、16例ありますということで、内閣府のホームページから見ることはできるのですが、特別注視区域ではなく、注視区域での指定。本市がこの例外区域に入らなかった理由を内閣府に説明を求めましたか。
- ・(那覇市の意見に対する内閣府の回答の内容について) 説明を求めるべきではないかと、これからでも。16例と、もしかしたらほかにもあるかもしれないのですけれども、この例外区域は本市と何が違うのかというところ、大部分が人口集中地区であることというところの大部分。この大部分ってどういう基準なのでしょう。
- ・(那覇市の意見に対する内閣府の回答の内容について) 今の説明は、こうだろうこういう理由だろうと本市が推測している内容ということになりますよね。ちゃんと説明してくださいと内閣府に要求する権利はあるんじゃないでしょうか。大体、意見を聞いておきながら自治体の声を無視するようなやり方は本当におかしいと思います。説明責任はあるんじゃないかと思いますが、どう考えますか。

- ・(那覇市の意見に対する内閣府の回答の内容について) しっかりと説明責任を果たしてもらって、住民説明会もしてもらおうというように要望いたします。
- ・(情報提供依頼について) 情報提供の部分の再質問に移りますが、情報提供を求められて個人情報を出す場合、法律的には何によって運用することになるのか教えてください。
- ・(情報提供依頼について) 内閣府から情報提供依頼は今のところないという回答をいただきました。情報提供を求められるとしたら、どのような内容になるのでしょうか。また、法第 22 条に基づく資料の提供、意見の開陳以外のその他の協力を求められたとしたら、それはどのような協力でしょうか。また協力したことはあるのか、お願いします。
- ・(個人情報を提供した場合の通告と開示について) 求めに応じて情報提供をしたら、これは仮定の話ですが、その当事者には情報提供しましたよというような通知はするのかしないのか。本答弁では分からなかったもので、もう一度お願いします。
- ・(個人情報を提供した場合の通告と開示について) 法令に基づいたらどうなるのかですね。仮に私の情報が内閣府に提供されているとして、私がそのことを知るにはどうしたらいいのでしょうか。個人情報の開示請求とか、こちらがアクションすれば知ることができるということでしょうか。
- ・(個人情報を提供した場合の通告と開示について) 開示されない人もいるし、開示される人もいるということで、自分の情報がどのように国に流れているか分からないということにつながるかと思います。
- ・(土地の買取りについて) 政府による土地取得に係る条項が、法 11 条と 23 条に規定されています。実質的な土地収用だと言えるような条項です。特に 23 条については、「国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては」土地に係る権利を政府が買い取るということです。政府の側から買い取り措置を起こす、適切な管理を行う必要があるのかについても曖昧、買い取りに至る手続きも曖昧で極めて危険です。これまで法律を適用して実施された事例があるか伺います。
- ・(土地の買取りについて) ないということで、一旦は安堵しています。今、特別注視区域について土地の取引については監視されています。どこの国籍の人が購入したのかも把握しています。特に 23 条は、国が適切な管理を行う必要があると見込まれるものについてという、政府からの買い取りの措置を起こすということで、本当に曖昧なものだし、あるときいつ頃に国がこの土地を取り上げるようなことも可能なような文言ですね。買い取りその他必要な措置というふうに書かれています。財産権を侵害する不安は拭えません。そのような法律は廃止すべきではないかと私は思います。